正会員・開設前会員用

公益社団法人全国有料老人ホーム協会　殿

入会等申込書 兼 誓約書

　本法人は、協会会員規程第５条に該当しておらず、入会後は貴協会の定款、倫理綱領、及び会員規程等を遵守することを誓約し、以下のとおり入会を申し込みます。

　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

（法人名）

（代表者名）

※協同設置者の場合は代表事業者名でお申し込みください。

|  |  |
| --- | --- |
| 今回申し込む会員資格※サービス付き高齢者向け住宅の場合は、開設前も「正会員」となります。 |  （該当するものに☑） |
| 今回登録するホーム(住宅)の正式名称・行政手続き上の正式名称をご記入ください。 | 協同設置の場合は右にチェック　□ |
| 添付書類※①フェイスシート 及び ⑦入居契約関係書類についてはメールにてデータをご送信ください。 | ①法人・登録ホームのフェイスシート②法人定款（写し可）③法人登記事項証明書④役員経歴書⑤法人の財務諸表（直近１期分の損益計算書及び貸借対照表）⑥有料老人ホーム設置届受理書 （設置届受理前の場合は、事前協議が継続中または終了済であることが確認できる文書）またはサービス付き高齢者向け住宅登録通知書（写し）⑦入居契約関係書類　：　入居契約書（サービス契約書を含む）、管理規程、重要事項説明書及び登録事項説明書（サービス付き高齢者向け住宅の場合）⑧法人概要書（会社案内等）及び登録するホームのパンフレット等 |

|  |
| --- |
| ※会員規程（会員の不適格事項）第５条　会員又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合を会員の不適格事項とする。（１）　会員の役員又は個人としての会員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき（２）　会員又はその役員が、老人福祉法令、介護保険法令、高齢者住まい法令、その他保健・衛生・医療並びに福祉に関する法令等で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき（３）　会員が、介護保険制度の指定事業を行おうとする者である場合、事業の指定の取消し処分により事業廃止の届出を行い、その届出の日から５年を経過しない者であるとき（４）　会員が、介護保険法の居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をしたことが判明したとき（５）　会員又はその役員に反社会勢力との関連があるとき（６）　前各号によるほか、会員又はその役員に諸法令に違反する事実が存在、又は諸法令違反に基づく行政処分を受けており、そのことが本協会の社会的信用、運営、存続に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき |